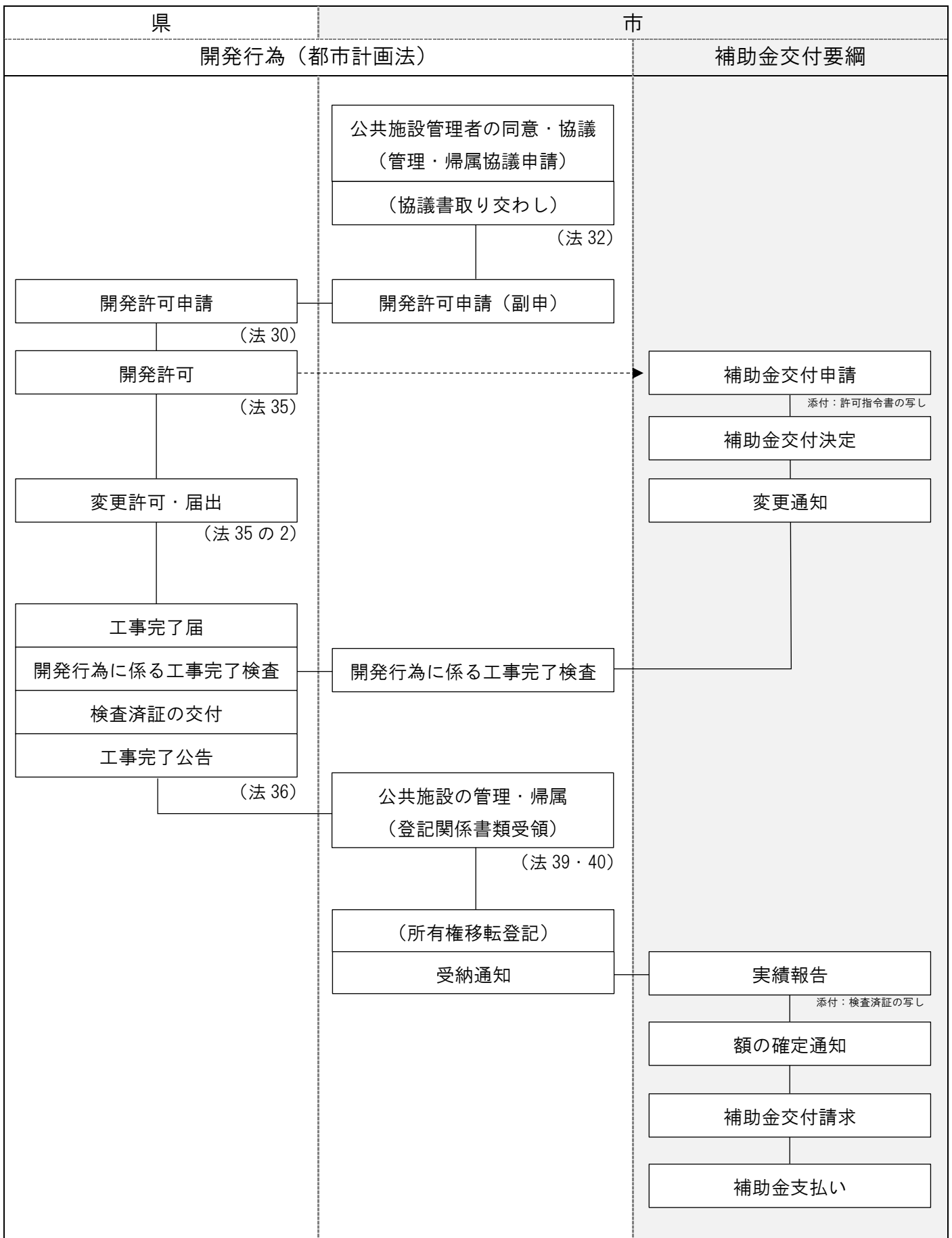
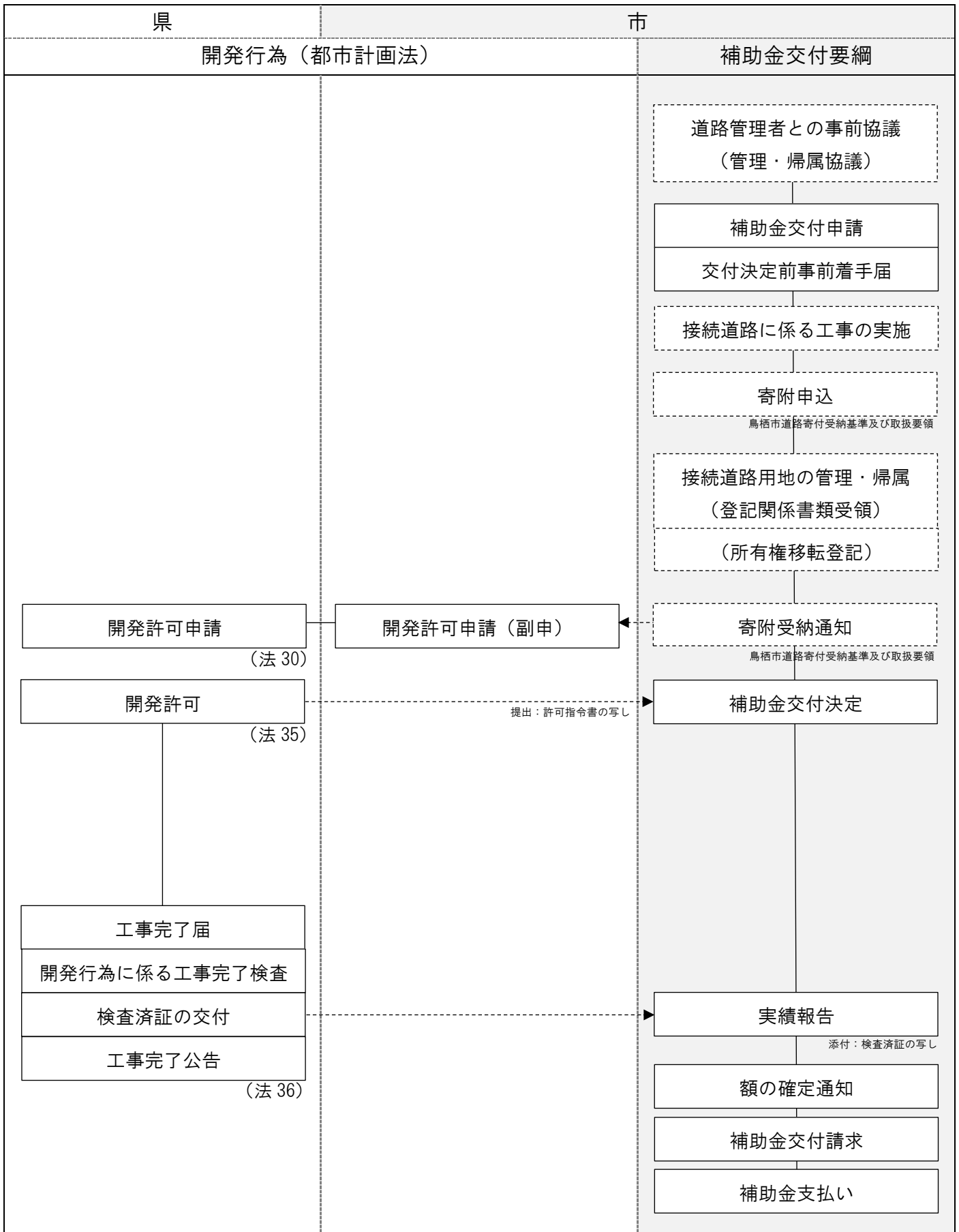


鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付手続きの流れ【開発区域に含める場合】



- ・接続道路拡幅部は、基本的に開発区域に取り込み、法 32 条協議を経て他の公共施設とあわせて帰属する。
- ・その際、開発行為者において、接続道路拡幅部の分筆、地目変更、開発行為者への所有権移転を行ったうえで、市に帰属する。

鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付手続きの流れ【開発区域に含めない場合】



- ・ 接続道路拡幅部は、道路管理者との協議を経て帰属する。
- ・ その際、開発行為者において、接続道路拡幅部の分筆、地目変更、開発行為者への所有権移転を行ったうえで、市に帰属する。